

令和8年2月

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、かながわ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として、以下の取組みを実施いたしますので、お知らせいたします。

本取組みは、2021年（令和3年）6月に政府より公表されました「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形利用の廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、その取組みの一環として実施するものです。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施中の取組みについて

・令和7年3月31日（月）をもちまして、令和9年4月以降を期日とする手形・小切手（先日付小切手）について、代金取立の受付を終了いたしました。

2. 新たな取組みについて

（1）払戻請求書による当座預金からの払戻受付を開始いたします

令和8年4月1日（水）より、小切手によるお支払いのほか、当金庫所定の払戻請求書による払戻しの取扱いを開始いたします。普通預金払戻請求書と兼用になりますので、日付、口座番号、支払金額、お届けの署名判・印鑑または署名鑑によりお届けの署名をご記入の上、口座開設店へご提出ください

※小切手によるお支払いと同様に、口座開設店での受付に限らせていただきます。

※払戻請求書を第三者へ譲渡することはできません。

※正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料のご提示等をお願いする場合がございます。

（2）手形・小切手帳の発行受付を終了いたします

令和8年5月29日（金）をもちまして、手形・小切手（自己宛小切手を含みます）の発行受付を終了いたしますので、電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

なお、手形・小切手の買戻し（返金）は行いません。



(3) 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

受付終了日：令和8年9月30日（水）

令和8年9月30日（水）をもちまして、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付を終了いたします。

※入金先の口座は、当座預金の他、普通預金・定期預金等の各種預金を含みます。

※当金庫を支払地とする手形・小切手については、引き続き入金受付が可能です。

(4) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：令和8年9月30日（水）




最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払いができません。

(5) 上記の新たな取組みに伴う各種規定の改定について

詳細は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

3. 手形・小切手の代替サービス（電子的決済サービス）のご案内

当金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として、以下のサービスをご用意しております。お客さまにおかれましては、電子的決済サービスへの移行をご検討いただきますようお願いいたします。

代替サービス		
《かなしん》 でんさいサービス (電子記録債権サービス) 	《かなしん》 でんさいライトサービス (電子記録債権サービス) 	《かなしん》 WEB-FBサービス (インターネットバンキング) 

■ 詳しくはお取引店舗までお問合せください。

以 上

各種規定新旧対照表

※改定後の全文は、改定日以後に当金庫ホームページ「各種規定集」に掲載いたします。

(1) 令和8年4月1日改定【当座預金からの払戻請求書による払戻し】

新	旧
当座勘定規定 (一般用)・(パーソナルチェック)	当座勘定規定 (一般用)・(パーソナルチェック)
第1条～第6条 - 略 -	第1条～第6条 - 略 -
一般用 第7条(手形、小切手の支払い等) (1)、(2) - 略 - (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	一般用 第7条(手形、小切手の支払い) (1)、(2) - 略 - (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 《新設》
パーソナルチェック 第7条(手形、小切手の支払い等) (1)～(3) - 略 - (4)当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください <u>(5)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、本人または代理人が自署のうえ提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	パーソナルチェック 第7条(手形、小切手の支払い) (1)～(3) - 略 - (4)当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。 《新設》
第8条～第11条 - 略 -	第8条～第11条 - 略 -
一般用・パーソナルチェック 第12条(手数料等の引落し) (1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) - 略 -	一般用・パーソナルチェック 第12条(手数料等の引落し) (1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) - 略 -

新	旧
第13条～第17条 - 略 - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">一般用・パーソナルチェック</div> 第18条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、 払戻請求書 または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、 払戻請求書 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）、（3） - 略 - 第19条～第30条 - 略 - <u>（令和8年4月1日改定）</u>	第13条～第17条 - 略 - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">一般用・パーソナルチェック</div> 第18条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）、（3） - 略 - 第19条～第30条 - 略 - <u>（令和5年8月23日改定）</u>

(2) 令和8年6月1日改定【手形・小切手帳の発行受付終了】

新	旧
当座勘定規定 （一般用）・（パーソナルチェック）	当座勘定規定 （一般用）・（パーソナルチェック）
第1条～第7条 - 略 - 第8条（手形、小切手用紙） （1）～（4） - 略 - 《削除》 （5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 （6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第9条～第12条 - 略 - 第13条（ 支払保証 ） 小切手の支払保証はしません。 第14条～第30条 - 略 - <u>（令和8年6月1日改定）</u>	第1条～第7条 - 略 - 第8条（手形、小切手用紙） （1）～（4） - 略 - <u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> （6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 （7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第9条～第12条 - 略 - 第13条（ 支払保証に代わる取扱い ） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第14条～第30条 - 略 - <u>（令和8年4月1日改定）</u>

新	旧
納税準備預金規定	納税準備預金規定
第1条～第2条 - 略 -	第1条～第2条 - 略 -
第3条（預金の払戻し） （1）～（3） - 略 - （4）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金庫は直ちに租税納付の手続きをします。	第3条（預金の払戻し） （1）～（3） - 略 - （4）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金庫は直ちに租税納付の手続きをします。 <u>ただし、当金庫で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u>
（5） - 略 -	（5） - 略 -
第4条～第6条 - 略 -	第4条～第6条 - 略 -
以 上	以 上

（3）令和8年10月1日改定

【他行を支払地とする手形・小切手の入金受付の終了、および手形・小切手の最終振出期限の設定】

新	旧
当座勘定規定（一般用）・（パーソナルチェック）	当座勘定規定（一般用）・（パーソナルチェック）
一般用・パーソナルチェック	一般用・パーソナルチェック
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
（2）～（4） - 略 -	（2）～（4） - 略 -
第2条～第6条 - 略 -	第2条～第6条 - 略 -
一般用	一般用
第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座預金から支払いません。</u>	第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
（2）、（3） - 略 -	（2）、（3） - 略 -
パーソナルチェック	パーソナルチェック
第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>また、届出の代</u>	第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、届出の代</u>

新	旧
<p>理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座預金から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4) - 略 -</p>	<p>理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) - 略 -</p>
<p>一般用・パーソナルチェック</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) - 略 -</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。</p> <p>(3)～(7) - 略 -</p>	<p>一般用・パーソナルチェック</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) - 略 -</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(7) - 略 -</p>
<p>第9条～第18条 - 略 -</p>	<p>第9条～第18条 - 略 -</p>
<p>一般用・パーソナルチェック</p> <p>第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) - 略 -</p>	<p>一般用・パーソナルチェック</p> <p>第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) - 略 -</p>
<p>一般用</p> <p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) - 略 -</p>	<p>一般用</p> <p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) - 略 -</p>
<p>パーソナルチェック</p> <p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断</u></p>	<p>パーソナルチェック</p> <p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>

新	旧
<p><u>により支払いを拒絶することができるものとし ます。</u></p> <p>(2)、(3) - 略 -</p> <p>第21条～第30条 - 略 - <u>(令和8年10月1日改定)</u></p> <p>小切手用法（一般当座用）・（個人当座用）</p> <p>1. - 略 -</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも提示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>- 以下略 -</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. 2. - 略 -</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 - 以下略 -</p> <p>為替手形用法</p> <p>1. ～3. - 略 -</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 - 以下略 -</p> <p>普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定</p> <p>第1条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5) - 略 - -以下略-</p> <p><u>(令和8年10月1日改定)</u></p> <p>定期預金規定 1. 定期預金等共通規定</p> <p>この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」と</p>	<p>(2)、(3) - 略 -</p> <p>第21条～第30条 - 略 - <u>(令和8年6月1日改定)</u></p> <p>小切手用法（一般当座用）・（個人当座用）</p> <p>1. - 略 -</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも提示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>- 以下略 -</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. 2. - 略 -</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 - 以下略 -</p> <p>為替手形用法</p> <p>1. ～3. - 略 -</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 - 以下略 -</p> <p>普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定</p> <p>第1条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5) - 略 - -以下略-</p> <p><u>(令和2年1月6日改定)</u></p> <p>定期預金規定 1. 定期預金等共通規定</p> <p>この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」と</p>

新	旧
<p>いいます。)等に適用します。</p> <p>第1条 - 略 -</p> <p>第2条 (証券の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) - 略 - -以下略- <u>(令和8年10月1日改定)</u></p> <p style="text-align: center;">積立定期預金規定</p> <p>第1条、第2条 - 略 -</p> <p>第3条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) - 略 - -以下略- <u>(令和8年10月1日改定)</u></p> <p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>第1条 - 略 -</p> <p>第2条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) - 略 - -以下略- <u>(令和8年10月1日改定)</u></p> <p style="text-align: center;">通知預金規定</p> <p>第1条、第2条 - 略 -</p> <p>第3条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または</u></p>	<p>いいます。)等に適用します。</p> <p>第1条 - 略 -</p> <p>第2条 (証券の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) - 略 - -以下略- <u>(令和2年4月1日改定)</u></p> <p style="text-align: center;">積立定期預金規定</p> <p>第1条、第2条 - 略 -</p> <p>第3条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) - 略 - -以下略- <u>(令和2年4月1日改定)</u></p> <p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>第1条 - 略 -</p> <p>第2条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) - 略 - -以下略- <u>(令和2年4月1日改定)</u></p> <p style="text-align: center;">通知預金規定</p> <p>第1条、第2条 - 略 -</p> <p>第3条 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>

新	旧
<p><u>小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)</p> <p>- 略 -</p> <p>-以下略-</p> <p><u>(令和8年10月1日改定)</u></p>	<p>(2)</p> <p>- 略 -</p> <p>-以下略-</p> <p><u>(令和2年1月6日改定)</u></p>